

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和7年10月31日

豊後大野市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				三重町玉田地区	設定なし	令和7年度～令和11年度	三重町下玉田区保全会
○				緒方町軸丸地区	設定なし	令和7年度～令和11年度	緒方町軸丸南多面的保全会
○				大野町藤北地区	設定なし	令和7年度～令和11年度	大野町藤北保全会
○				犬飼町田原地区	設定なし	令和7年度～令和11年度	犬飼町原保全会
○				緒方町小宛地区	設定なし	令和7年度～令和11年度	緒方町牧原地区保全会
○				三重町久田地区	設定なし	令和7年度～令和11年度	三重町中尾百姓パラダイス
○				緒方町馬背畠地区	設定なし	令和7年度～令和11年度	緒方町馬背畠保全会